

高次脳機能障がいって何だろう？

～大分県高次脳機能障がいパンフレット～



脳が病気や怪我などの何らかの原因によって損傷を受けると、記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなどの症状が現れることがあります。

これらの人間特有の高度な脳の働きが障がいされてしまうことを「高次脳機能障がい」と呼びます。

大分県

高次脳機能障がい(広義)を引き起こす原因

高次脳機能障がいとは

脳の部分的な損傷により、記憶、注意、行為、思考、学習、言語などの機能に障がいが起こった状態を『高次脳機能障がい』といいます。

症状として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、行動と感情の障がい、地誌的障がい、失行症、失認症、半側身体失認、半側空間無視、失語症等が現れます。

高次脳機能障がいを引き起こす主な原因

高次脳機能障がいを引き起こす原因は多彩です。高次脳機能障がいをもたらす代表的な原因について説明します。

■ 脳血管障がい ■

脳血管障がいは脳出血と脳梗塞に大きく分けられます。さらに脳出血は、脳(実質)内出血、くも膜下出血、その他に分類されます。



■ 頭部外傷 ■

交通事故、高所からの転落、滑落、転倒、打撲等により外傷性脳損傷を起こすことがあります。脳血管障がいと比べて患者の年齢層が低いことが特徴であり、さらに脳血管障がいと比べて脳の障がい部位が広範囲でびまん性(注1)に及ぶため、障がいも複雑です。

注1. びまん性…外傷により脳全体に損傷が及んだもの



■ その他 ■

脳炎、脳腫瘍のほか、低酸素性脳症、アルコール性障がいなどがあげられます。

脳血管障がい	脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、もやもや病
頭部外傷	硬膜外出血、硬膜下出血、脳挫傷、脳内出血、びまん性軸索損傷
感染症	ウイルス性脳炎(インフルエンザ脳症など)、結核性髄膜炎、神経梅毒、エイズ(AIDS)、脳症など
脳腫瘍	原発性脳腫瘍、転移性脳腫瘍
その他の神経疾患	多発性硬化症などの脱髄性疾患、変性疾患、正常圧水頭症など
膠原病、その他の全身性疾患	全身性エリテマトーデス(SLE)、神経ベーチェット病など
中毒性、代謝性疾患	アルコール、ビタミン欠乏症、低酸素性脳症など

表1. 高次脳機能障がいを引き起こす主な原因

※ この冊子での高次脳機能障がいの定義は、臨床的(広義)なものです。行政によりH13～17年度にかけて、高次脳機能障がい支援モデル事業が実施され「高次脳機能障がい診断基準(狭義、行政的)」が定められています。

次ページに添付していますのでご参照ください。

行政的(狭義)高次脳機能障がい診断基準

平成13年度に開始された高次脳機能障がい支援モデル事業より分析された結果、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有す状態を「高次脳機能障がい」と呼びます。その診断基準を以下に掲載します。

診断基準

I 主要症状等

- 1 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
- 2 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいである。

II 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障がいの原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III 除外項目

- 1 脳の器質的病変に基づく認知障がいのうち、身体障がいとして認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
- 2 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
- 3 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV 診断

- 1 I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障がいと診断する。
- 2 高次脳機能障がいの診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
- 3 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

国立身体障害者リハビリテーションセンター

ご存知ですか？

大阪府と長崎県で実施した調査から、高次脳機能障がい者は全国に30万人いると推計されます。

15.1人／人口10万人・年（大阪府 H12年）

10.9人／人口10万人・年（長崎県 H16年）

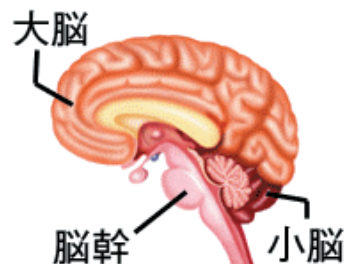
※ 参考 脊髄損傷の発症 4人／人口10万人・年（新宮）

（発症時65歳未満）

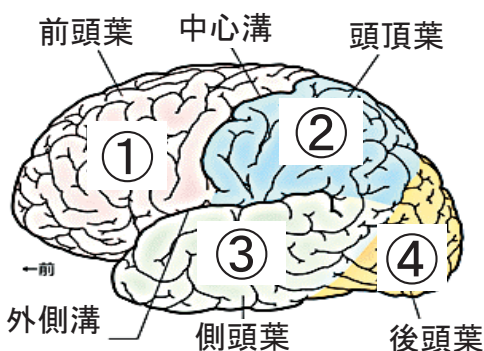
脳の働き

脳は、思考、感情、記憶、運動機能など人間のあらゆる活動をコントロールしている司令塔です。

脳は、大脳、小脳、脳幹の3つに大きく分けられ、ヒトでは大脳が特に大きく発達しています。



大脳のしくみ



大脳は、4つに分かれており、それぞれ ①前頭葉、②頭頂葉、③側頭葉、④後頭葉と呼ばれています。

では、それぞれどのような働きをもつのでしょうか？

■ ①前頭葉 ■

思考や言語、感情、創造力などに関与します。言葉を覚える、意思を持って行動する、何かを創り出す、手や足を動かすなど人間の高度な活動の大半をコントロールしています。



■ ②頭頂葉 ■

体の各部位から送られてくる感覚に関する情報(痛み、手触り、温かい、冷たいなど)を分析して、体の動きをコントロールします。また、身体の姿勢や手足の位置、机に置いてあるコップを取るためにどのくらい手を伸ばせばよいかなど空間や左右の配置を認識できるように調整します。



■ ③側頭葉 ■

聴覚と嗅覚、記憶をつかさどっています。聞こえてきた音を言葉として認識したり、聞いた言葉の意味を理解します。



また、何の音であるかを識別したり、今、起こった出来事を記憶します。

■④後頭葉■

目で見た映像を認識するなどの視覚をつかさどっています。
頭頂葉から送られる空間的な情報(道順や物、左右の位置把握)と視覚的な情報(色、形、動き、明るさ)を統合します。



■ 損傷部位と主な症状

脳は場所によって機能が異なるため、けがを負った脳の場所によって症状は様々です。それぞれの損傷により、右覧のような症状が出現すると言われています。



損傷部位	症 状
前頭葉(両側)	遂行機能障がい
前頭葉(左側)	失語症
頭頂葉(右側)	失認症
頭頂葉(左側)	失行症
側頭葉(内側)	記憶障がい
側頭葉(左側)	失語症
側頭葉～後頭葉(右側)	地誌的障がい
右半球	注意障がい、行動と感情の障がい(無関心になる)
左半球	行動と感情の障がい(激しい感情になる)

高次脳機能障がい者の症状

高次脳機能障がい者の症状には、3つの特徴があります。

- ①外見上は障がいが目立たない
- ②本人自身が障がいを十分に認識できていないことがある
- ③障がいは、時間や疲労、環境・状況により著しく変化する

また、以下の症状は重複していることが多く、症状の重なり方によって障がいの状態は一人ひとり異なっています。

記憶障がい

比較的古い記憶は保たれているのに、新しいことを覚えるのが難しくなります(前向性健忘)。また、以前に蓄えられた情報を思い出せないことがあります(逆向性健忘)。

注意障がい

注意・集中力が低下することにより、一つのことを続けたり、いくつかの中から必要なことを選ぶことが難しくなります。

遂行機能障がい

生活する上で必要な情報を整理し、計画し、処理していく一連の作業(目標を決める→計画する→手順を考える→結果を確認する)が難しくなります。

例) 思いつきだけで行動する、同じような行動を繰り返す、状況に見合った行動がとれない、行動が子どもっぽく未熟である、などといった行動、場面がみられます。

行動と感情の障がい

感情的になり、攻撃的な態度を示す場合があります。さらに、障がいを受け止めきれず、抑うつ的になり、引きこもってしまうこともあります。

地誌的障がい

よく知った場所でも、自分が何処にいるのか分からなくなり迷ってしまいます。

失行症

手足は動かすことができ、どのような行為を行うべきか認識しているのに、意図した動作や指示された動作を行うことができません。

例) くしを認識していても、使用するときには、くしで歯を磨こうとしてしまう。

失認症

物を見たり、聞いたり、触ったりしても、それが何であるのかわかりません。

例1) 目は見えているのに、色、物の形、物の用途や名称が分からない、絵を見て全体のまとまりが分からない、などといったことがおきます。

例2) 自分自身の身体像(イメージ)がゆがんだり、身体の一部を自分のものでないように思ったり、麻痺があるのを認めない、麻痺がないのに手足を使わない、などといったことがおきます。

半側空間無視

歩行時、左側にある物にぶつかったり、食事場面で、左側の食器やおかずを見落とすことがあります。(失認症に含まれます。)

注: 一般的に左側を無視することが多いのですが、脳の損傷部位により、右側を無視することもあります。

失語症

他の人に意思を伝えたり、他の人が言ったことを理解したりすることが難しくなります。また、読み書きも困難となってきます。

生活上で支障となること

日常生活を送るなかで、「おかしいな？」と思うことはありませんか？

高次脳機能障がいには、原因がさまざまであり、現れる症状も千差万別です。同じ人でも昨日と今日とでは症状が大きく変化することがあるため、家族にも理解されないことがあります。

性格の変化

■ 対人関係 ■

気が散り、疲れやすいため、我慢できずに大声を出したり、逆に何事にも無関心になるなど、感情のコントロールができなくなります。また、物事に固執的になって、周囲の人と上手く関わるができなくなることもあります。



家庭や職場での問題

■ 家族との問題 ■

火の始末や、電話のやりとりなど、一人での留守番が難しくなります。その他、さまざまな面で行動に変化が現れ、対応に戸惑ってしまうこともあります。



■ 就労・就学 ■

本人は以前と同じように働くことを希望されますが、作業にミスが多くなったり、自分の症状に気付いていないこともあります。外見からは分かりにくいので、障がいを知らない人から誤解を受けやすく、人間関係のトラブルを生じやすくなります。そのため、就労・就学が困難な状況になることがあります。



■ 日常生活での問題

■ 金銭面 ■

一度に手持ちのお金を使いきったり、借金をするなど無計画にお金を使ってしまうことがあります。



■ 交通機関の利用 ■

交通機関、運賃表、時刻表などを上手に利用できず、一人で目的地へ行くことが難しいことがあります。

■ 公共施設の利用 ■

氏名、住所、電話番号などを思い出して書くことが難しく、テンポの速い話が理解できずに何度も同じ質問をすることがあります。また、案内表示を見落としたり、雰囲気にとぐわな言動があります。

高次脳機能障がいによる症状は多種多様であり、日常生活に及ぼす影響も個人差があります。そのため、本人が置かれている状況や症状を理解し、本人に合った環境を整える必要があります。

また、本人も自分の障がいを十分に理解できていない事が多いのもこの障がいの特徴です。大切なことは、家族や周囲の『理解』です。

利用できる福祉制度

ここでは、よく使われる制度をご紹介します。
サービス内容や対象などに関しては、市町村で違いがありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。



■ 手帳と福祉サービスに関する制度

■ 各種障がい者手帳 ■

〔身体障がい者手帳〕

厚生労働省で定めた身体障がい者程度等級表の範囲内の障がい者が認められる場合に申請できます。詳細は各市町村窓口にお問い合わせ下さい。

〔精神障がい者保健福祉手帳〕

高次脳機能障がいにより、日常生活や社会生活に制限がある場合に申請出来ます。この手帳を取得すると、さまざまなサービスや優遇措置を受けることができます。

※ 独自の助成制度を設けている市町村がありますので、手帳取得時に窓口で確認して下さい。

■障がい者自立支援法■

障がい種別に関わらず、地域で暮らす為に必要なサービスを利用できます。

〔対象者〕

身体障がい者手帳所持者および知的障がい又は精神障がい者と認定される方。

〔サービス内容〕

介護給付：居宅介護・生活介護・ショートステイ・施設入所支援 等

訓練等給付：グループホーム・就労移行支援・自立訓練 等

〔自立支援医療〕

身体障がいを除去、軽減するためや精神障がいのある方（高次脳機能障がい者で精神通院医療を必要とする方を含みます）の通院の医療費を軽減します。

〔問い合わせ先〕

詳しくは、市町村の障がい福祉課へお問い合わせください。

■介護保険制度■

〔対象者〕

65歳以上（第1号被保険者）、または40～64歳で特定疾患（脳血管疾患、パーキンソン病など）の診断を受けた人（第2号被保険者）で、要介護認定を受け、要支援あるいは要介護と認められた人。

〔サービス内容〕

通所介護サービス：訪問看護・訪問介護・通所型サービス

（通所介護・通所リハビリテーション）等

施設介護サービス：介護老人福祉施設・介護老人保健施設への入所 等

〔問い合わせ先〕

詳しくは、市町村役場の介護保険課にお尋ねください。

■ 所得保障や医療費軽減の制度

■ 障がい年金 ■

障がい年金には以下の3種類があり、疾患毎に申請可能な時期が異なります。

〔問い合わせ先〕

障がい基礎年金 … 市役所・各支所の国民年金課

障がい厚生年金 … 社会保険事務所

障がい共済年金 … 共済組合



■ 重度心身障がい児者医療費助成制度 ■

医療機関で支払われた自己負担金が助成されます。

〔対象者〕

身体障がい者手帳の1・2級、または療育手帳のA1・A2を取得している方。身体障がい者手帳3級を取得しており、IQ50以下の方。精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者（ただし、精神病床における入院に要した経費を除く）

※市町村によって、対象範囲が異なります。

〔問い合わせ先〕

詳しくは、市町村障がい福祉課へお問い合わせください。

■ 医療費控除 ■

1年間に支払った医療費に対して所得税の一部が戻る制度です。

〔対象者〕

前年に支払った医療費自己負担額の総額が一定の金額を満たした方、または所得の一定割合を超えた方。

〔内容〕

医師、歯科医師による治療費

治療、療養のための医薬品の購入費や医師が認めた人のおむつ代 等

〔問い合わせ先〕

詳しくは、管轄の税務署にお尋ねください。

■高額療養費■

支払った医療費が高額な場合、手続きにより戻ってくる制度です。

〔対象者〕

以下のいずれかの医療保険に加入し、自己負担がある方。

政府管掌健康保険、船員保険(社会保険事務所)

健康保険組合、共済組合

国民健康保険(市町村役場)

〔内容〕

支払った医療費が、1ヶ月に一定額を超えた場合、一部が返還されます。

〔問い合わせ先〕

詳しくは、各保険の窓口にお尋ねください。

■生活保護■

〔対象者〕

生活困窮の状態にある方。

〔内容〕

資力や収入が最低生活水準に満たない場合、必要に応じて給付を受けることができます。

〔問い合わせ先〕

詳しくは市町村(または福祉事務所など)の窓口にお尋ねください。

— MEMO —

相談窓口（お近くの窓口にお問い合わせください。）

支援拠点機関

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター	別府市大字鶴見字中山田1026-10（〒874-0840）	0977-67-1711
医療法人 光心会 諏訪の杜病院	大分市大字津守888-6（〒870-0945）	097-567-1277

行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34（〒875-0041）	0972-62-9171
中部保健所由布保健部	由布市庄内町柿原337-2（〒879-5421）	097-582-0660
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1-1（〒874-0840）	0977-67-2511
東部保健所国東保健部	国東市国東町安国寺786-1（〒873-0504）	0978-72-1127
西部保健所	日田市田島2-2-5（〒877-0025）	0973-23-3133
南部保健所	佐伯市向島1-4-1（〒876-0844）	0972-22-0562
北部保健所	中津市中央町1-10-42（〒871-0024）	0979-22-2210
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市是永町39（〒879-0621）	0978-22-3165
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2（〒879-7131）	0974-22-0162
大分市保健所	大分市荷揚町6-1（〒870-8506）	097-536-2222
大分県社会福祉センター	大分市荏隈5丁目（〒870-0889）	097-543-5681
大分県精神保健福祉センター	大分市大字玉沢字平石908（〒870-1155）	097-541-5276
大分障害者職業センター	別府市上野口町3088-170（〒874-0905）	0977-25-9035

医療機関

圏 域	名 称	電 話 番 号
中部圏域	衛藤病院	097-597-0093
	えとう内科病院	097-597-6150
	臼杵市医師会立コスモス病院	0972-62-5599
	大分丘の上病院	097-597-3660
	大分県立病院	097-546-7111
	大分市医師会立アルメイダ病院	097-569-3121
	大分三愛メディカルセンター	097-541-1311
	大分大学医学部附属病院	097-586-6860
	天心堂へつぎ病院	097-597-5777
東部圏域	湯布院厚生年金病院	0977-84-3171
	黒木記念病院	0977-67-1211
東部圏域	畑病院	0977-21-1371
北部圏域	高田中央病院	0978-22-3745
西部圏域	一ノ宮脳神経外科病院	0973-24-6270
南部圏域	健康保険南海病院	0972-22-0547
	佐伯中央病院	0972-22-8846
豊肥圏域	大久保病院	0974-64-7777

施設等

圏 域	名 称	電 話 番 号
中部圏域	大分県立大分養護学校	097-527-2711
	介護老人保健施設 健寿荘	097-583-0051
	身体障害者療護施設 ハーモニ一の森	097-597-8818
東部圏域	介護老人保健施設 サンテラスながとみ	097-545-1718
	介護老人福祉施設 鈴鳴荘	0978-67-2626
	高齢者総合福祉施設 陽谷苑	0977-72-8336
	別府リハビリテーションセンター 障害者支援施設「にじ」（機能訓練・生活訓練）	0977-67-1716
	〃 障害者支援施設「みのり」（就労移行支援・就労継続支援）	0977-67-1713
	障害者生活支援センター タイレシ	0978-69-0539
	太陽の家 肢体不自由者更生施設 自立生活トレーニングセンターゆたか	0977-66-0277
	地域支援センター ほっと 相談支援事業所	0977-22-4185
西部圏域	西別府病院（重度心身障がい児施設）	0977-24-1221
北部圏域	障がい者生活支援センター エマオ	0979-26-1231
西部圏域	障がい者支援センター Beeすけっと	0973-27-6251
南部圏域	社会福祉法人県南福祉会 さつき園中江	0972-24-0851
	障がい者サポートセンター サニーハウス	0972-28-3003
豊肥圏域	介護老人保健施設 ヴェル・ド・グラスくじゅう	0974-64-7500
	身体障がい者通所授産施設 カントリーワークばんぶきん	0974-77-2779

団 体

名 称	電 話 番 号
大分県高次脳機能障害連絡協議会	097-567-1277
脳外傷友の会「おおいた」	097-546-2755
高次脳機能障害 家族会 ほっと	0974-37-2076